

豊橋市制施行110周年記念事業ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市制施行110周年記念事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定め、広くロゴマークの利活用を促進し、市制施行110周年のPRを図ることを目的とする。

(ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、豊橋市に属する。

(使用許諾の申込み)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ豊橋市長（以下「市長」という。）の許諾を受けなければならない。ただし、次条各号に掲げる者については、この限りでない。

2 前項の規定による使用許諾を受けようとする者は、使用許諾申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、あらかじめ市長へ提出しなければならない。その申込内容に変更が生じたときも、同様とする。

3 市長は、前項の規定により申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(使用許諾の届出)

第4条 次に掲げる者が、ロゴマークを使用する場合は、事前に市長へ届出をしなければならない。

(1) 豊橋市又は公共的団体

(2) 報道機関（報道の目的に使用する場合に限り。）

(3) その他市長が許諾を要しないと認めた者

(使用許諾の決定)

第5条 市長は、申込書が提出されたときは、その適否を決定し、使用許諾書（様式第2号）又は使用不許諾通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による使用許諾においては、市長は、必要な条件を付すことができる。

3 使用許諾の期間は、使用許諾の決定日から平成29年3月31日までとする。

(使用許諾の制限)

第6条 市長は、ロゴマークの使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許諾しないものとする。

- (1) 個人・団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
 - (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
 - (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
 - (4) 豊橋市のイメージを損なうおそれのある場合
 - (5) 市制施行110周年記念事業のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (6) その他市長がロゴマークの利用が適当でないと認められる場合
- (遵守事項)

第7条 使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) ロゴマークの使用にあたっては、使用許諾を受けた範囲に限ること。
- (3) 使用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) その他各種の法令を遵守すること。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(使用許諾の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消し、使用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

(使用許諾を受けないで使用した場合の措置)

第10条 市長は、使用許諾を受けないでロゴマークを使用している者に対し、当該使用の停止を求めるものとする。

(賠償責任等)

第11条 豊橋市は、使用許諾を行ったことに起因し生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、豊橋市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により豊橋市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を豊橋市に賠償しなければならない。

4 市長は、前2項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(事務)

第12条 この要綱に関する事務は、総務部行政課、企画部広報広聴課及び文化市民部市民協働推進課が行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年1月19日から施行する。